

特別企画 終活の手引き

自分の生き方&逝き方を考える

自分のライフエンディング(人生の幕引き)に向けての準備を「終活」と呼びます。終活を始めるきっかけは人それぞれでしょうが、この言葉が気になった時が、あなたの始めどきかもしれませんよ。

Vol.02

遺言書

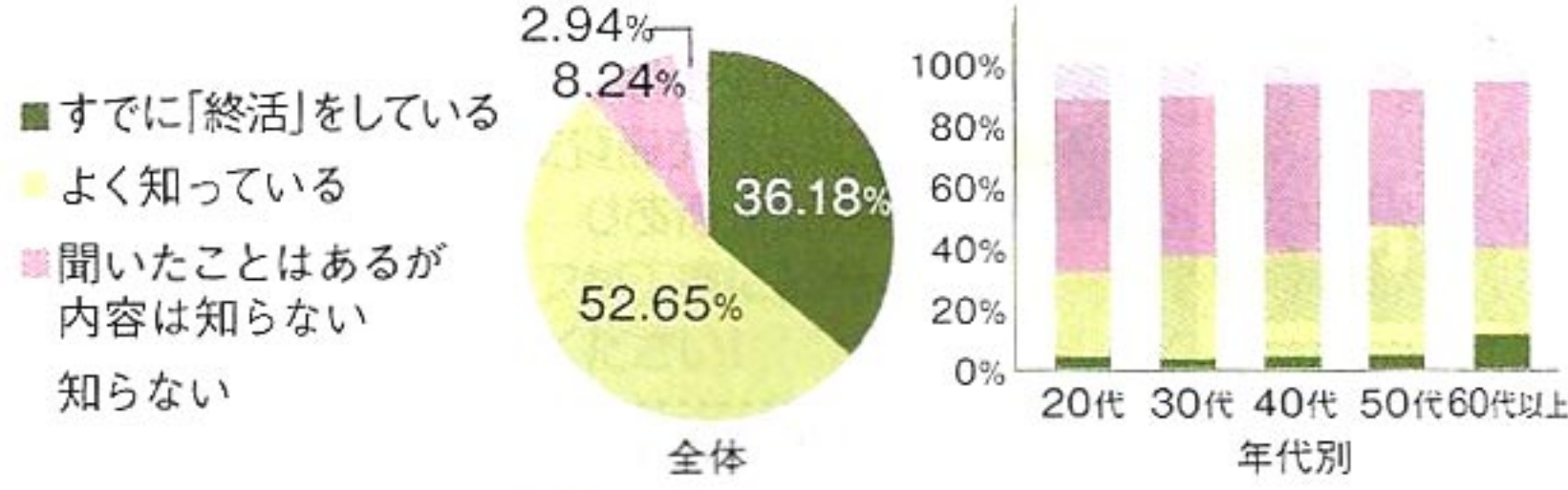


「活動状況」

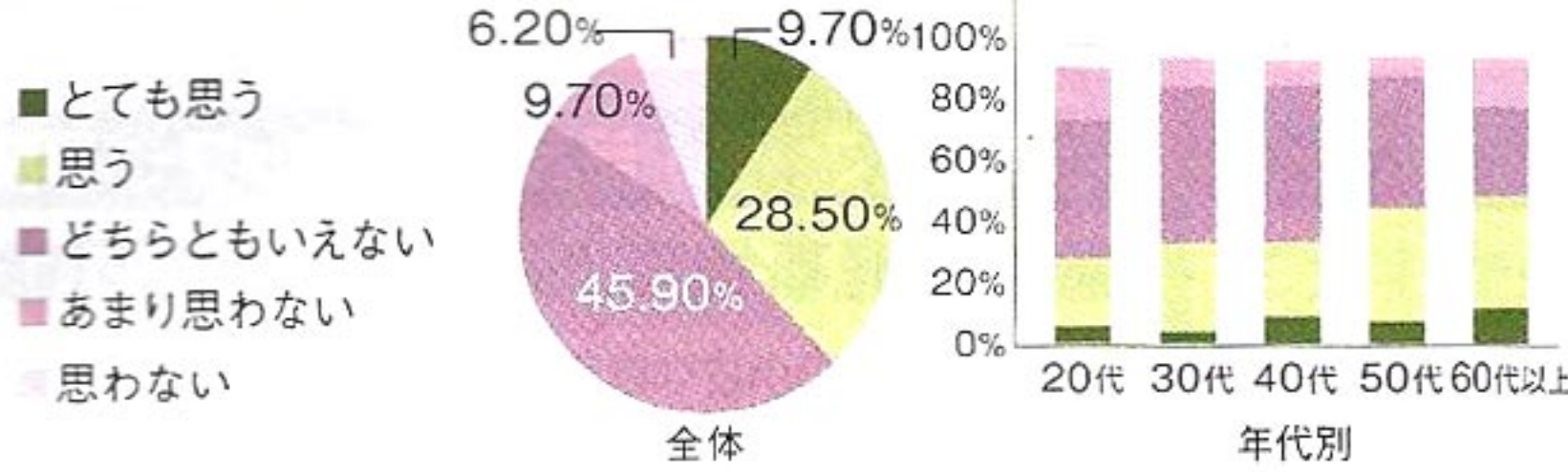
終活白書

本誌では、読者の「終活」に対する意識調査を実施しました。全体で約4割が認知し、60代以上の1割以上がすでに「終活」をしていることがわかりました。「終活」は、人生を前向きに生きる活動として定着するのかもしれませんがね。

Q1「終活」をご存じでしたか?



Q2「終活」をしたいと思いますか?



遺言書は大きく3種類

自筆証書遺言

自分一人で全文を書きます。費用もかからず、作り直しも容易で気軽ですが、要件を満たしていないと無効になる場合があります。執行時には家庭裁判所の検認が必要で、紛失や変造、隠ぺいなどの可能性があるというデメリットもあります。

公正証書遺言

証人と一緒に公証役場で作成します。手数料(16,000円~)がかかりますが、無効となることなく、紛失や変造、隠ぺいなどの心配もありません。ただし、第三者と一緒に作成するので、遺言の存在や内容が漏れる可能性があります。

秘密証書遺言

遺言の内容を伏せたまま、その存在のみを証明できるもので、作成料(11,000円)がかかります。執行時に家庭裁判所の検認が必要になりますが、内容を秘密にすることは可能。デメリットは、証人を立てて公証役場に提出するため、遺言の存在が明らかになることです。



「遺言書」

生前整理

自分の資産を、誰にどれだけどのように相続させるかを、民法の規定に従って「遺言書」として残しておくことができます。種類は主に左記の3種類。いずれも、弁護士や行政書士など法律の専門家に確認してもらうと安心です。遺言書がなければ、相続人や相続分は民法で定められていますが、その枠を超えた相続をさせたい場合、例えば「先妻との子と後妻がいる」「子どもがいないので妻にすべて残したい」などの場合、遺言書があるとスムーズです。

監修/終活カウンセラー協会 武藤 頼胡さん <http://www.shukatsu-csl.jp/>

JAの 介護共済



自分のために、
家族のために。
備えておきたい
安心があります。

一生涯にわたって介護の不安にしっかり備える

ポイント1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。

ポイント2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

ポイント3 共済金をまとまった一時金でお受取りいただけます。*

※[共済年金支払特約]の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。
●この広告は概要を説明したものです。ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起事項)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

資料請求はこちら▶

はじめて共済

検索

<http://shiryu.ja-kyosai.or.jp>



お問い合わせ先	
泉支店 ☎54-2121	妻木支店 ☎57-6191
定林寺支店 ☎54-3165	濃南鶴里店 ☎52-2002
土岐津支店 ☎55-3166	濃南細野店 ☎52-2008
土岐口支店 ☎55-2353	濃南曾木店 ☎52-3007
肥田支店 ☎54-1154	駄知支店 ☎59-8176
泉梅ノ木支店 ☎55-1515	多治見支店 ☎25-8000
下石支店 ☎57-6141	川南支店 ☎25-8033
池田支店 ☎23-3118	市之倉支店 ☎22-2165
姫支店 ☎27-6181	笠原支店 ☎43-2211
駅前支店 ☎22-4131	滝呂支店 ☎22-5151
旭ヶ丘支店 ☎27-7211	瑞浪支店 ☎68-2148
ホワイト支店 ☎24-0312	上野町支店 ☎68-4107
小泉支店 ☎27-2111	稲津支店 ☎68-3158
根本支店 ☎27-6011	土岐支店 ☎68-5125
釜戸支店 ☎63-2321	
笠原支店 ☎69-2221	
明世支店 ☎68-2478	
陶本支店 ☎65-2711	
本支店 ☎21-2171	

15212640026